

## 使用者責任

### 被用者への求償は制限

民法は、ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負うとしています（民法715条1項）。他人を使用して自己の活動範囲を拡張することにより利益をうける者はその活動範囲内で起きた加害行為について責任を負うべきであるという報償責任の考え方のもと、被害者の救済をより確実なものとするため、被用者が被害者に対して直接損害賠償責任を負う（同709条）のに加えて、使用者が責任を負うとしたものです。



ここでいう事業とは営利的なものに限られず、使用関係は一時的なものでもよいとされます。事業の執行は、被用者の本来の職務執行だけでなく、行為の外形上事業自体と認められるものや事業と相当の関連性を有する行為を含むと解されます。

他方、使用者から被用者に対する求償権の行使を妨げないと規定しており（同715条3項）、加害行為をした被用者は被害者に賠償した使用者から求償されることがあります。

しかし、使用者は被用者の労働により利益をあげていること、使用者は保険などにより損失を分散することができても被用者はそのような立場にないこと、使用者は被用者の労働をコントロールできる地位にあることなどから、企業活動から生ずる損害の全てを被用者に転嫁するのは公平といえず、求償権の行使には使用者側と被用者側の事情を斟酌して信義則上の制限がなされます。

最高裁は、石油等の輸送業者である使用者が、被用者が業務上タンクローリーを運転中に起こした自動車事故の損害賠償をしたことから、事故を起こした被用者に対し求償した事案において、事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において被用者に対し求償の請求をすることができるとの判断を示しました。そして、使用者が対人賠償保険にしか加入していなかったこと、被用者は普段小型貨物自動車を運転していたところ臨時的にタンクローリーを運転し事故を起こしたこと、被用者の勤務成績は普通以上であったこと等の事情を考慮し、損害の4分の1を限度として求償を認めました（最高裁昭和51・7・8）。